

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条〔名 称〕

この法人は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（略称 J リーグ）といい、英文では Japan Professional Football League（略称 J. League） と表示する。

第 2 条〔事務所〕

- (1) この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
- (2) この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更または廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的および事業

第 3 条〔目 的〕

この法人は、公益財団法人日本サッカー協会の傘下団体として、プロサッカー（この法人の正会員となった団体に所属するサッカーチームが業務として行うサッカーをいう。以下同じ）を通じて日本のサッカーの水準の向上及びサッカーの普及を図ること、並びにプロサッカーの興行を通して得た知見を活用することにより、豊かなスポーツ文化の振興及び国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流及び親善に貢献することを目的とする。

第 4 条〔事 業〕

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① プロサッカーの試合の主催および公式記録の作成
- ② プロサッカーに関する諸規約の制定
- ③ プロサッカーの選手、監督および審判等の養成、資格認定および登録
- ④ プロサッカーの試合の施設の検定および用具の認定
- ⑤ 放送等を通じたプロサッカーに関する広報普及
- ⑥ サッカーおよびサッカー技術に関する調査、研究および指導
- ⑦ プロサッカーの選手、監督および関係者の福利厚生事業の実施
- ⑧ サッカーに関する国際的な交流および事業の実施
- ⑨ サッカーをはじめとするスポーツの振興および援助
- ⑩ サッカーをはじめとするスポーツの経営人材の養成および活用

- ⑪ プロサッカーの安定的な試合開催を目的とした、クラブの経営維持のための一時的な融資および経営指導
- ⑫ サッカーをはじめとするスポーツに関する映像等の制作および活用
- ⑬ サッカーをはじめとするスポーツに関する商品等の企画、製作および販売
- ⑭ その他目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

第 5 条〔法人の構成員〕

- (1) この法人を構成する会員は、次のとおりとする。
 - ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した法人で下記にあたるもの
 - (a) J 1 リーグ会員（以下「J 1 会員」という） 競争力等において最も優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロサッカーリーグ（以下「J 1 リーグ」という）に属するチームを保有する法人
 - (b) J 2 リーグ会員（以下「J 2 会員」という） 競争力等において J 1 リーグに次いで優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロサッカーリーグ（以下「J 2 リーグ」という）に属するチームを保有する法人
 - (c) J 3 リーグ会員（以下「J 3 会員」という） J 1 リーグおよび J 2 リーグのいずれにも属さず理事会が承認したチームから構成されるプロサッカーリーグ（以下「J 3 リーグ」という）に属するチームを保有する法人
 - ② 特別会員 第 22 条第 2 項の規定により理事長（チェアマン）に選定された者
 - ③ 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または法人
 - ④ 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者
- (2) 前項の会員のうち正会員および特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

第 6 条〔会員の資格の取得〕

会員になろうとする者は、入会申込書を理事長（チェアマン）に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

第 7 条〔入会金および会費〕

- (1) 正会員または賛助会員になろうとする者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。
- (2) 正会員または賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- (3) 特別会員および名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。
- (4) この法人が特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て会員から臨時会費を徴収することができる。

第8条〔任意退会〕

- (1) 正会員は、理事会において別に定める退会届（以下「退会届」という）を、3月31日までに提出することにより、翌年のシーズン終了日の翌日から翌々年のシーズン開幕の前日までの間に限り、退会することができる。なお、本項においてシーズンとは、各事業年度において最初の公式試合（Ｊリーグ規約第40条第1項に定義する）が行われる日から最後の公式試合が行われる日までの期間をいう。
- (2) 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、正会員は、退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。
- (3) 正会員以外の会員については、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第9条〔除名〕

- (1) 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の多数による議決を経て、理事長（チェアマン）が除名することができる。
 - ① この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき
 - ② この法人の会員としての義務に違反したとき
 - ③ 会費または臨時会費を6か月以上滞納したとき
- (2) 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対して、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) 理事長（チェアマン）は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

第10条〔会員資格の喪失〕

- (1) 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - ① 総社員が同意したとき
 - ② 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、または解散したとき
 - ③ Ｊ１会員、Ｊ２会員およびＪ３会員については、Ｊ１リーグ、Ｊ２リーグおよびＪ３リーグのいずれにも所属しなくなったとき
 - ④ 特別会員については、理事長（チェアマン）を辞任もしくは退任しまたは解職されたとき
- (2) 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第11条〔会費等の不返還〕

この法人は、会員がその資格を喪失した場合であっても、会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金は、いかなる事由があっても、これを返還しない。

第 4 章 総 会

第 12 条〔構 成〕

総会は、すべての正会員および特別会員をもって構成する。総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

第 13 条〔権 限〕

総会は、次の事項について決議する。

- ① 入会の基準ならびに入会金および会費の額
- ② 会員の除名
- ③ 名誉会員の選任
- ④ 理事、監事および会計監査人の選任または解任
- ⑤ 理事および監事の報酬等の額
- ⑥ 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、財産目録およびキャッシュ・フロー計算書の承認
- ⑦ 事業計画および収支予算に関する事項の承認
- ⑧ 定款の変更
- ⑨ J 1 クラブライセンス交付規則制定および改廃
- ⑩ 解散および残余財産の処分
- ⑪ その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

第 14 条〔開 催〕

総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

第 15 条〔招 集〕

- (1) 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長（チェアマン）が招集する。
- (2) 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長（チェアマン）に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

第 16 条〔議 長〕

- (1) 総会の議長は理事長（チェアマン）がこれに当たる。
- (2) 理事長（チェアマン）が欠けたとき、または理事長（チェアマン）に事故があるときは、理事長（チェアマン）が予め指名したものがこれに当たる。

第 17 条〔議決権〕

総会における議決権は、1 社員につき 1 個とする。

第 18 条〔決 議〕

- (1) 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - ① 会員の除名
 - ② 監事の解任
 - ③ 定款の変更
 - ④ 解散
 - ⑤ その他法令で定められた事項
- (3) 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- (4) 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長（チェアマン）に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては第1項および第2項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。
- (5) 理事会において総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第18条第1項および第2項の出席した社員の議決権の数に算入する。

第 19 条〔決議の省略〕

理事または社員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会決議があったものとみなす。

第 20 条〔議事録〕

- (1) 総会の議事については、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。
- (2) 議長および出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印または電子署名する。

第 5 章 役員、執行役員および会計監査人

第 21 条〔役員および会計監査人の設置〕

- (1) この法人に、次の役員を置く。
 - ① 理事 9名以上13名以内

② 監事 3名以内

- (2) 理事のうち1名を理事長（チェアマン）とする。
- (3) 前項の理事長（チェアマン）をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- (4) この法人に、会計監査人を置く。

第 21 条の 2〔特任理事〕

- (1) この法人の運営を円滑に行うため、理事会の決議により、特任理事を5名以内で置くことができる。
- (2) 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。
- (3) 前2項のほか、特任理事に関する事項は、理事会が制定する「特任理事規程」の定めるところによる。

第 21 条の 3〔執行役員〕

- (1) この法人の業務執行を円滑に行うため、理事会の決議により、執行役員を置くことができる。
- (2) 執行役員は、10名以内とする。

第 22 条〔役員および会計監査人の選任〕

- (1) 理事、監事および会計監査人は、総会の決議によって選任する。
- (2) 理事長（チェアマン）は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- (3) この法人の各理事について、当該理事およびその配偶者または三親等内の親族（当該理事および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（以下「政令」という）で定める特別の関係がある者を含む）である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- (4) この法人の監事には、この法人の理事（親族その他政令で定める特別の関係がある者を含む）、会員（親族その他政令で定める特別の関係がある者を含む）およびこの法人の使用人が含まれてはならない。また、複数の監事を置く場合、各監事は、相互に親族その他政令で定める特別の関係があつてはならない。

第 22 条の 2〔執行役員の選任〕

執行役員は、理事会の決議により選任する。執行役員のうち、一部の者（それぞれ2名以内とする）を、専務執行役員および常務執行役員とすることができる。

第 23 条〔理事の職務および権限〕

- (1) 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- (2) 理事長（チェアマン）は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- (3) 理事長（チェアマン）は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報

告しなければならない。

第 23 条の 2〔執行役員の職務および権限〕

- (1) 執行役員は、理事会の定める業務を執行する。
- (2) 理事会は、執行役員の職務の執行を監督し、必要な指示命令を行うものとする。
- (3) 執行役員は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- (4) 前 3 項およびこの定款に定めるほか、執行役員に関する事項は、理事会が制定する「執行役員規程」の定めるところによる。

第 24 条〔監事の職務および権限〕

- (1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすること、ならびにその職務を行うため必要があるときに会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

第 24 条の 2〔会計監査人の職務および権限〕

- (1) 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）ならびにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。
- (2) 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧および謄写をし、または理事および使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - ① 会計帳簿またはこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - ② 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

第 24 条の 3〔会計監査人の選任等に関する議案の決定〕

- (1) この法人においては、社員総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定し、これを議案として提出する。
- (2) 監事は、前項の議案を決定するにあたり、会計監査人の職務の遂行状況、監査の適正性及び法人の財務健全性を考慮しなければならない。

第 25 条〔役員および会計監査人の任期〕

- (1) 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- (4) 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。
- (5) 理事または監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。
- (6) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

第25条の2〔執行役員の任期〕

執行役員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

第26条〔役員および会計監査人の解任〕

- (1) 理事、監事および会計監査人は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。
- (2) 監事は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨および解任の理由を解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。
 - ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - ② 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
 - ③ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

第27条〔役員および会計監査人の報酬等〕

- (1) 理事および監事の報酬は、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給する。
- (2) 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

第28条〔取引の制限〕

- (1) 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - ① 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - ② 自己または第三者のためにするこの法人との取引
 - ③ この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- (2) 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- (3) 前2項の規定は、執行役員について準用する。

第29条〔責任の免除または限定〕

- (1) この法人は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定

める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- (2) この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

第30条〔構成〕

- (1) この法人に理事会を設置する。
- (2) 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- (3) 理事会に関する事項は、第6章に定めるほか、理事会の定める理事会規程の定めるところによる。

第31条〔権限〕

理事会は、次の職務を行う。

- ① この法人の重要な業務執行の決定
- ② 理事および執行役員の職務の執行の監督
- ③ 理事長（チェアマン）の選定および解職
- ④ 執行役員の選任および解任

第32条〔招集〕

理事会は、理事長（チェアマン）が招集する。

第33条〔議長〕

理事会の議長は、理事長（チェアマン）がこれに当たる。

第34条〔決議〕

- (1) 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第35条〔議事録〕

- (1) 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。
- (2) 出席した理事長（チェアマン）および監事は、前項の議事録に記名押印または電子署名する。

第 7 章 実行委員会

第 36 条〔実行委員会〕

- (1) この法人は、その事業遂行のため、理事会の議決に基づき実行委員会を置く。
- (2) 実行委員会の組織、権限および運営に関する規定は、理事会が定める。

第 8 章 資産および会計

第 37 条〔基本財産〕

- (1) 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 19 号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。
- (2) 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

第 38 条〔事業年度〕

この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

第 39 条〔事業計画および収支予算〕

- (1) この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（チェアマン）が作成し、理事会の決議を得て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- (2) 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第 40 条〔事業報告および決算〕

- (1) この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長（チェアマン）が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 7 号までの書類については会計監査人の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。
 - ① 事業報告
 - ② 事業報告の附属明細書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - ⑤ 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - ⑥ 財産目録
 - ⑦ キャッシュ・フロー計算書

- (2) 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号第6号および第7号の書類については、定時社員総会で報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- (3) 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- ① 監査報告
 - ② 会計監査報告
 - ③ 理事および監事の名簿
 - ④ 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - ⑤ 運営組織および事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

第41条〔公益目的取得財産残額の算定〕

理事長（チェアマン）は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更および解散

第42条〔定款の変更〕

この定款は、総会の決議によって変更することができる。

第43条〔解 散〕

この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

第44条〔公益認定の取消し等に伴う贈与〕

この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第45条〔残余財産の帰属〕

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

第 46 条〔公告の方法〕

- (1) この法人の公告は、電子公告により行う。
- (2) 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第 11 章 法人の組織

第 47 条〔設置等〕

- (1) この法人の業務を実行するため、必要な職員を置く。
- (2) この法人の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

第 47 条の 2〔経営会議〕

- (1) この法人は、その事業遂行のため、理事会の議決に基づき経営会議を置く。
- (2) 経営会議の組織、権限および運営に関する規定は、理事会が定める。

第 12 章 補 則

第 48 条〔委 任〕

この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長（チェアマン）が定める。

附 則

- (1) この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- (3) この法人の最初の理事長（チェアマン）は大東 和美とする。
- (4) 第38条（事業年度）の規定にかかわらず、2025年1月1日から始まる事業年度は同年12月31日までの1年間とし、2026年1月1日から始まる事業年度は同年6月30日までの6か月間とする。なお、本附則(4)は、2026年1月1日から始まる事業年度終了後これを削除する。

別表 基本財産（第 37 条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	20,000,000円（三菱UFJ銀行虎ノ門支店）

〔改 正〕

2013 年 1 月 22 日

2014 年 1 月 1 日

2015 年 1 月 1 日

2016 年 1 月 1 日

2017 年 1 月 1 日

2018 年 3 月 27 日

2019 年 1 月 1 日

2020 年 12 月 8 日

2021 年 1 月 1 日

2022 年 1 月 1 日

2023 年 1 月 1 日

2023 年 6 月 19 日

2024 年 3 月 19 日

2025 年 3 月 18 日